

# 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化へ向け

# 改正 介護保険制度 がスタート

平成 37 年には団塊の世代が 75 歳以上となり、医療や介護が必要な高齢者が急増することから、平成 26 年 6 月に「医療介護総合確保推進法」が成立し、介護保険法などが改正されました。

改正された介護保険制度は、医療・介護連携や地域包括支援ケアシステムの構築を目指して、大きな見直しが行われました。今月号では、制度改正の概要をお知らせします。

■問合せ 役場高齢者支援課 ☎ 296-1210



## 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように

認知症高齢者の増加や高齢単独・夫婦のみ世帯の増加は、高齢者の生活の大きな不安要因です。

こうした中、今回の介護保険制度改正は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実に向けた「地域包括ケアシステムの構築」と、低所得者の保険料軽減の拡充や所得・資産のある方の利用者負担の見直しなどの「費用負担の公平化」をポイントに行われました。

### 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムを構築するため、地域支援事業が見直されました。地域支援事業は、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が行う事業です。

平成 27 年 4 月から特別養護老人ホームへの新規入所者

どなく、買い物や掃除などの生活面の一部に支援が必要となる状態である「要支援」の方を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、平成 29 年 4 月までに（鳩山町は平成 28 年 4 月から）地域支援事業に移行することとなりました。これにより、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、社会福祉法人や NPO、住民ボランティアなどによる多様なサービスの提供が可能になります。一方で、サービスの担い手が今まで以上に必要となります。今後は、高齢者を地域で支えるため、人材の確保・養成がより必要となります。また、新たに地域支援事業の中の包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の充実」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置づけられ、鳩山町は平成 27 年 4 月から地域包括支援センターを中心に取り組んでいます。（8頁表参照）

### 特別養護老人ホームの重点化

は、原則要介護度 3 以上の高齢者に限定され、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として機能の重点化が図られました。

費用負担の公平化（平成 27 年 8 月から）

今後、持続可能な介護保険制度とするため、これまで一律に 1 割負担に据え置かれていた利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上所得の方（年金収入のみで、単身 280 万円以上、夫婦 346 万円以上）の利用者負担が 2 割となります。

また、施設入所などに係る食費や居住費については、住民税非課税世帯である方は、申請に基づき、補給給付を支給し負担を軽減していただきます。

しかし、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平なことから、配偶者の所得（世帯分離した場合でも対象）や預貯金等（単身 1000 万円超、夫婦 2000 万円超）の資産を勘案するなどの見直しが行われます。

鳩山町の平成 27 年度～平成 29 年度の第 1 号被保険者介護保険料

所得段階	対象者（所得）	年額保険料	
第 1 段階	高齢福祉年金受給者（世帯全員が住民税非課税）、または生活保護受給者	22,100 円 (14,700 円)	
	80 万円以下の方		
第 2 段階	【住民税非課税世帯（世帯全員が非課税）】 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計金額	80 万円を超え 120 万円以下の方	36,900 円 (24,600 円)
		120 万円を超える方	36,900 円 (34,400 円)
第 3 段階	【住民税課税世帯（本人は非課税）】 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計金額	44,200 円	
第 4 段階	80 万円以下の方		
第 5 段階	80 万円を超える方	49,200 円	
第 6 段階	本人の前年の合計所得金額（本人住民税課税）	120 万円未満	59,000 円
第 7 段階		120 万円以上 190 万円未満	63,900 円
第 8 段階		190 万円以上 290 万円未満	73,800 円
第 9 段階		290 万円以上 400 万円未満	83,600 円
第 10 段階	400 万円以上	88,500 円	

※（ ）は、平成 29 年度の介護保険料（予定）

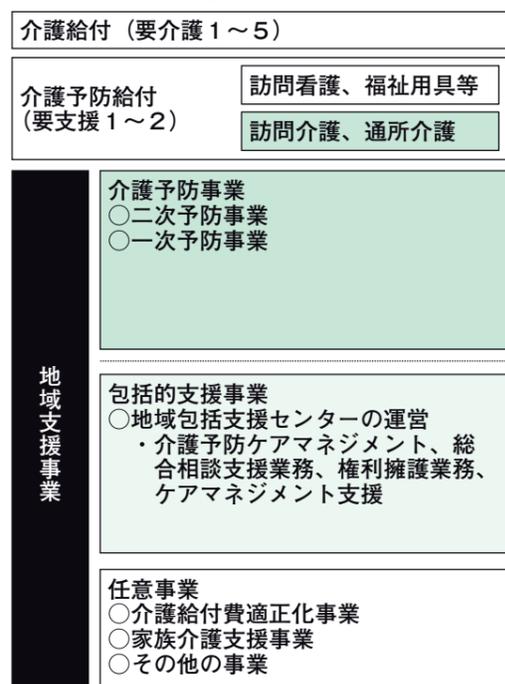
※該当する所得段階は、その年の住民税の課税状況などにより決定されます。

介護保険料が変わります

65 歳以上の高齢者が所得などに応じて支払う介護保険料については、公費による低所得者の保険料の軽減（一部平成 29 年 4 月から実施）が行われますが、介護保険サービス給付費の増加などが見込まれることから、ほとんどの段階で増額となります。（左表参照）

得者の保険料の軽減（一部平成 29 年 4 月から実施）が行われますが、介護保険サービス給付費の増加などが見込まれることから、ほとんどの段階で増額となります。（左表参照）

地域支援事業の見直し <改正前>



<改正後>

